

# 福岡市国際会館 国際交流フロア利用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福岡市国際会館設置規程第3条に基づき、国際交流フロアの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象事業)

第2条 国際交流フロア各施設の利用対象事業等は次のとおりとする。

- (1) 国際交流事業
- (2) 国際理解・国際協力事業
- (3) 在住外国人支援事業（特定の個人を支援する事業を除く）
- (4) 前3号に掲げるほか、福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という）が特に必要と認める事業

2 ロビーは、利用対象事業の休憩・打合せ、チラシ・図書等の閲覧及び入居者・留学生の勉学に限り利用することができる。

(利用対象者)

第3条 国際交流フロア各施設（ロビーを除く）を利用できるのは、次の各号のいずれにも該当する団体が行う非営利の活動の場合である。

- (1) 福岡都市圏（別表1で定める市町村の区域）に所在地のある非営利の団体であること。
- (2) 宗教、政治及び営利活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

2 前項の団体は、施設利用にあたり、第11条に定める施設利用手続きにより事前に財団の許可を受けなければならない。

(団体登録)

第4条 第3条に規定する利用団体は、団体登録を行うことができる。

- 2 前項の団体は、第11条第2項の利用申請手続きにおける添付書類の提出を省略することが出来る。
- 3 登録期限は登録承認日が属する年度の翌年度末日とする。

(団体登録の申請方法)

第5条 団体登録を申請しようとする団体は、福岡市国際会館「国際交流フロア」施設利用団体登録申請書（様式第1-1号）（以下、「登録申請書」という）及び同申請書に記載された添付書類を財団へ提出しなければならない。

2 財団は、前項の申請書等の内容を審査し、団体登録の可否を団体に通知し、登録可の

場合は登録証（様式第1－2号）を申請団体へ交付する。

（登録の変更）

第6条 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更の内容を登録事項変更届（様式第2号）により財団へ届けるものとする。

（登録の抹消）

第7条 財団は、利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を抹消することができる。

- （1）第3条1項の要件を満たさなくなったとき。
- （2）申請事項に虚偽の内容があったとき。
- （3）登録団体が解散したとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、財団が登録を抹消する必要があると認めるとき。

（利用時間）

第8条 国際交流フロア各施設の利用時間は午前9時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、財団が特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

（休館日）

第9条 12月29日から翌年1月3日までは休館日とする。

（使用料）

第10条 国際交流フロア各施設の使用料は無料とする。

（施設利用手続き）

第11条 国際交流フロア各施設（ロビーを除く）を利用しようとする者は、あらかじめ財団の許可を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- 2 前項により施設の利用許可を受けようとする者は、原則として、利用日の3ヶ月前の応当日から利用日の前日までに国際交流フロア施設利用申請書兼許可書（様式第3号）及び添付書類（様式第3号に記載）を財団に申請しなければならない。
- 3 登録団体は、施設利用手続きの際に財団職員から指示があった場合は、登録証（様式第1－2号）を提示しなければならない。
- 4 第1項の許可は、国際交流フロア施設利用申請書兼許可書（様式第3号）を窓口で交付して行うものとする。

（利用者の心得）

第12条 国際交流フロアを利用する者は、その施設、設備、備品等（以下「施設等」という）を善良な管理者の注意をもって管理し、次の事項を遵守すること。

- （1）他の利用者等に迷惑をかけない（特に騒音など）。
- （2）施設等の清潔を保つこと。

- (3) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
  - (4) 営利活動を行わないこと。
  - (5) 特定の政党の利害に関する活動を行わないこと。
  - (6) 特定の宗教の布教活動を行わないこと。
  - (7) 施設等の利用を終えたときは、これを元の状態に復し、又は所定の場所へ返還しなければならない。
  - (8) 施設利用中であっても管理上の必要により係員が利用状況を確認し指示を行った場合は従うこと。
- 2 前項の規定に著しく違反し、施設等の管理上重大な支障を与えた利用者は、その行為が判明したときから6ヶ月間は当施設の利用ができない。これにより利用者が損害を受けても財団はその責めを負わない。

(利用後の点検)

第13条 利用者は、ロビー以外の施設の使用を終えたときは、係員の点検を受けなければならない。ただし、ロビーのみの利用に係わるものを除く。

(損害賠償)

第14条 利用者がその責めに帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年9月1日から施行する。

附則

この規則は平成28年10月1日から施行する。

ただし、第4条から第7条及び第11条第2項並びに第3項については、平成29年4月1日以降の施設利用分から適用する。

附則

この規則は平成30年4月18日から施行する。

別表

1 福岡都市圏の範囲

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市（9市8町）